

令和4年4月13日



担当課	こども家庭課
担当者	高岡・原田
電話	(073)435-1219
内線	5285

ひとり親家庭の養育費確保支援を拡充

～ 養育費保証会社への手数料補助、強制執行に係る費用補助を追加 ～

養育費の受け取りは、子どもの健やかな成長や生活を支えるうえで重要な子どもの権利です。しかしながら、父母の離婚後、別居している親から養育費の支払いを十分に受けていないことが、ひとり親世帯の貧困の要因の一つとなっています。

和歌山市においても、ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取れるよう、新たに養育費保証会社への手数料補助や強制執行に係る費用を補助することで、ひとり親家庭に対する支援の充実を図ります。

1 事業名

- 養育費保証会社への手数料補助（令和4年4月開始）
- 養育費に関する強制執行に係る費用補助（令和4年4月開始）
- 公正証書等作成費用補助（継続：令和3年9月開始）
- 養育費等に関する無料の弁護士相談（継続：平成29年4月開始）

2 事業内容

事業内容	補助額（上限）	内容
養育費保証会社への手数料補助（新規）	5万円 （契約一年目に係る経費に限る。）	養育費の不払い分を保証会社の立替により、ひとり親家庭の養育費の継続確保を図る。
養育費に関する強制執行に係る費用補助（新規）	3万円	養育費の取決めに係る債務名義を有する者が、強制執行を実施することで、未払分を確保する。
公正証書等作成費用補助	3万円	ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取れるよう、債務名義を取得する。
養育費等に関する無料の弁護士相談	—	弁護士が、適切な養育費の取り決め方やトラブルを防ぐための法的な助言を行う。

※1人1回限り

【お問い合わせ、申請先】

和歌山市役所こども家庭課 電話：073-435-1219